

市長部局

令和6年

北秋田市監査委員公告 第4号

定期監査の結果に対する改善措置状況について

令和5年度定期監査について、北秋田市長から当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

令和6年4月4日

北秋田市監査委員 柴田 榮 則

北秋田市監査委員 山形 聡 伸

北秋田市監査委員 佐藤 文 信

定期監査措置状況等報告

指摘事項等	措置状況
<p>(1) 随意契約について</p> <p>契約の性質又は目的等が競争入札に適しない場合は、地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第167条の2第1項第2号により随意契約（以下「特命随意契約」という。）が認められている。しかし、本監査の過程において同号を根拠とする特命随意契約にもかかわらず複数の業者から見積書を徴している事例が見受けられた。複数業者からの見積徴取は競争となり、特命随意契約にはなり得ないことから、随意契約とするその可否を含めた適用根拠（条項等）の再確認をお願いしたい。</p> <p>なお、地方公共団体における契約の締結は、一般競争入札が原則（地方自治法第234条第1項及び第2項）であり、随意契約は施行令第167条の2第1項の各号に該当する場合に限り、これによることができるとされている例外的取扱いであることも改めて確認願う。</p>	<p>(財政課)</p> <p>ご指摘のとおり、第167条の2第1項第2号にもとづく随意契約は、契約の性質又は目的等が競争入札に適しない場合に適用されることから、契約の相手方が特定されていることが要件となるものと想定されます。</p> <p>よって、複数の業者からの見積もりを徴取することが可能である場合は、原則としては一般競争入札による契約締結を行う必要があるものと認識しております。</p>
<p>(2) 長期継続契約について</p> <p>長期継続契約については、施行令第167条の17を受けた「北秋田市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例（平成19年北秋田市条例第18号）」により、(1) 物品を借り入れる契約で、商習慣上複数年にわたり契約を締結することが一般的であるもの、(2) 保守管理、庁舎管理等の業務の委託に係る契約、と規定され、その取扱いに関しても「北秋田市長期継続契約締結事務取扱要綱（平成19年6月29日訓令第11号）」が定められている。</p> <p>今回の監査において確認したところ、事務機器等（複写機やプリンターなど）の借入れに当たり長期継続契約にしているものと単年度契約にしているものが混在していた。長期継続契約か単年度契約かの選択は、それぞれの契約における性質や目的、相手方との協議や条件等にもよると解される場所であるが、契約締結に当たっては経済的有利性や事務の効率化なども十</p>	<p>(財政課)</p> <p>長期継続契約については、「北秋田市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例（平成19年北秋田市条例第18号）」及び「北秋田市長期継続契約締結事務取扱要綱（平成19年6月29日訓令第11号）」に基づき執行しているところではありますが、ご指摘のとおり、長期継続契約での対応が可能である案件であっても単年度契約にしているものが混在していることも認識しております。</p> <p>現在、「北秋田市長期継続契約締結事務取扱要綱（平成19年6月29日訓令第11号）」の内容を精査しており、長期継続の対象となる条件等を見直す予定ですので、経済的有利性や事務の効率化なども検討しながら進めてまいります。</p>

市長部局

分検討しながら進めるようお願いしたい。

なお、複数年にわたる長期継続契約も、会計年度独立の原則（地方自治法第208条）や債務負担行為（地方自治法第214条）等の例外的取扱いであることに留意をお願いする。